

古河電工グループのCSR基本方針

古河電工グループ各社は以下のグループ基本方針に沿ってCSR活動を展開しています。

基本方針

私たちは、古河電工グループの社会的な責任を十分認識し、「企業活動」「環境保護活動」「社会貢献活動」を通じ、全てのステイクホルダー（利害関係者）との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的な発展に貢献します。

この考え方に沿って「企業活動」「環境活動」「社会貢献活動」のバランスをとりながら活動を行っています。また、CSR活動の基本理念として、「古河電工グループ企業行動憲章」を制定しています。

古河電工グループ企業行動憲章

古河電工グループの役職員は以下の行動憲章に基づき職務を執行します。

私たち、古河電工グループの役職員は

- ① 古河電工グループの社会的な責任を十分認識し、「企業活動」「環境保護活動」「社会貢献活動」を通じ、全てのステイクホルダー（利害関係者）との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的な発展に貢献します。
- ② 人類社会の発展に有益な商品の開発や信頼される商品・サービスの提供を通じて、社会的に有用な企業を目指します。
- ③ 国内外の法令を遵守し、社内規則および社会規範や倫理等の社外のルールに従って行動します。
- ④ 財務諸表をはじめとした企業の情報は、事実を適正に表示し、適切に開示します。
- ⑤ 反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。
- ⑥ 地球環境の保護に配慮した行動に努めます。
- ⑦ 国際社会の一員として、人権、文化、伝統を尊重します。
- ⑧ 社員が働きがいやゆとりと豊かさを感じられる企業を創ります。
- ⑨ 世紀を超えて培ってきた社会との絆を継承・発展させ、より良い次世紀を来るべき世代に引き継いでいくために、本業を通じた社会貢献はもとより、「次世代育成」「スポーツ・文化振興」「地域社会との共生」を軸として、着実にたゆまぬ社会貢献活動を行います。

さらに、「CSR行動規範」を制定し、具体的な行動の規範としています。

CSR行動規範

- ① 法規制等の遵守
- ② 製品等の信頼性・安全性の確保、地球環境への配慮
- ③ 公正競争
- ④ 海外事業・国際取引における法規制等の遵守
- ⑤ 情報管理・適正な情報開示
- ⑥ 安全衛生、人権・他人の権利の尊重
- ⑦ 役職員の義務 （各項目の詳細については当社ホームページに掲載しています）

コーポレートガバナンス

取締役会・監査役会

取締役会においては、毎月の定例取締役会に加えて、必要に応じた臨時取締役会の開催などにより意思決定の迅速化を図るとともに、出席する社外取締役ならびに社外監査役が議題に関する理解を十分に深めたうえで取締役会に出席できるようサポート体制を整え、社外役員の発言を尊重して意思決定を行うことにより、取締

役会がコーポレートガバナンスの要としての業務執行の監視監督機能を十分に発揮できるようにしています。また、取締役会の下には、会長、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーから構成されるCSR・リスクマネジメント委員会を設け、当社グループ全体の観点から、CSRおよびリスクマネジメント活動を推進する体制を整えています。

また、当社では、取締役会から制度的に独立した監査役および監査役会の機能を重視し、会社の機関設計として監査役会設置会社の形態を採用するとともに、監査役、会計監査人および内部監査部門であるCSR推進本部が、相互に情報、意見を交換するなど連携を密にし、監査機能の充実を図っています。

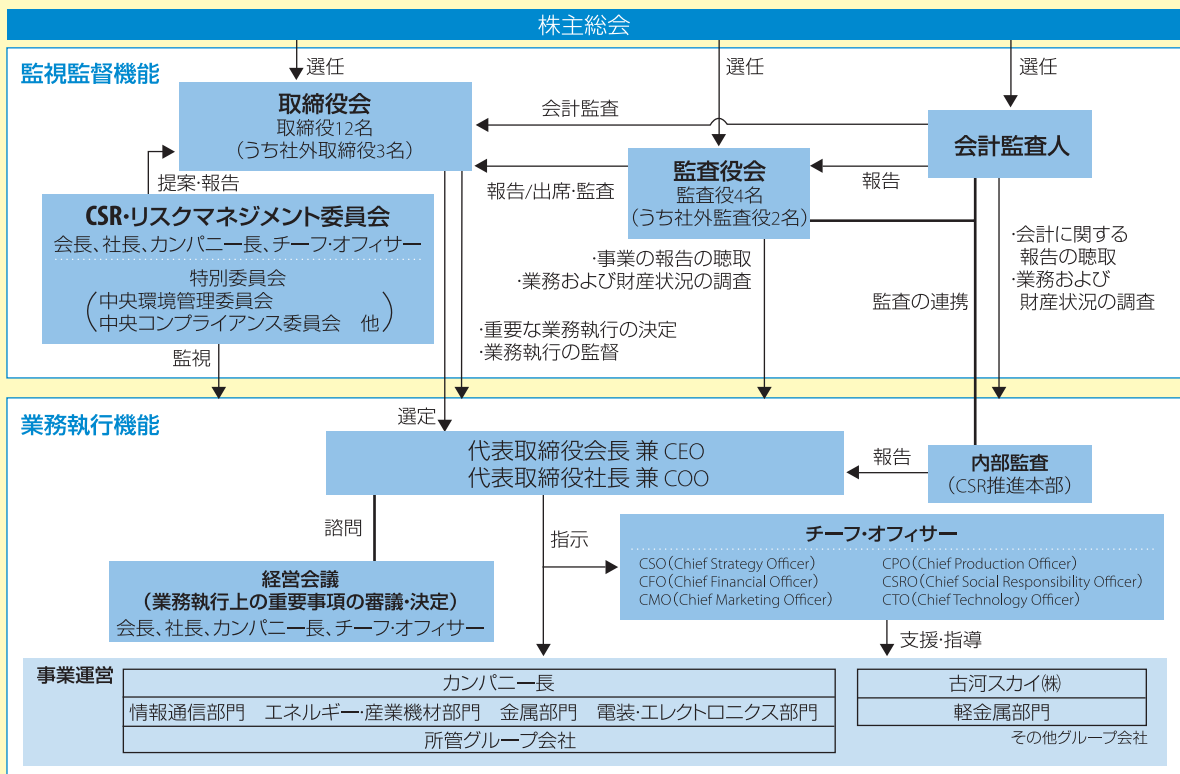
業務執行

当社の業務執行体制としては、カンパニー制およびチーフ・オフィサー制を敷いており、業務執行の最高責任者で

ある社長の下、事業運営に関してはカンパニー長が、グループ全体の戦略・資源配分・管理等に関してはチーフ・オ

フィサーが、それぞれ責任者として業務執行を行っており、その状況は、四半期毎に取締役会に報告されています。

コーポレートガバナンス体制図



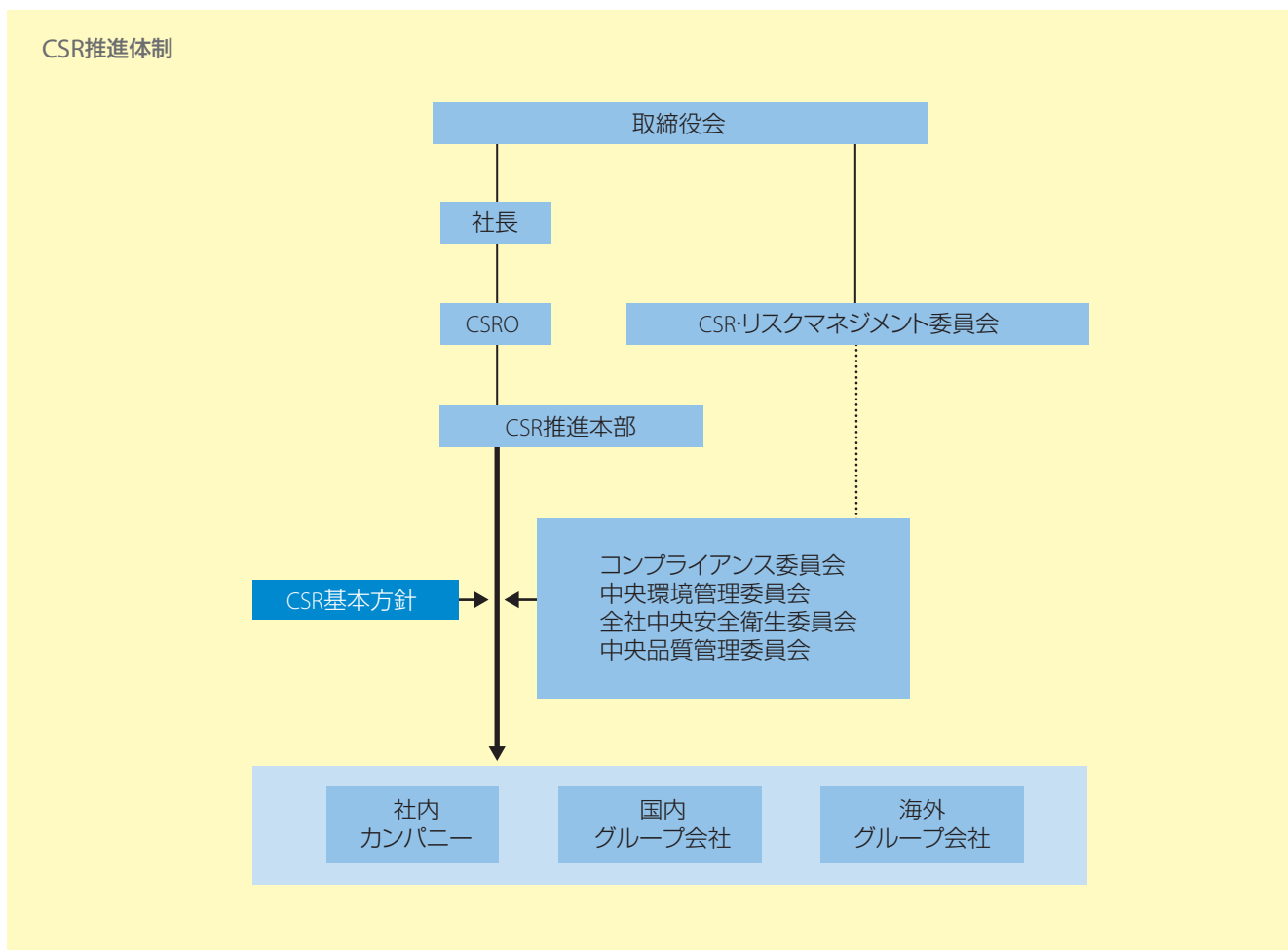
CSRマネジメント

CSR推進体制

当社グループでは、CSR活動の更なる充実・強化を図るため、CSRO(Chief Social Responsibility Officer)を置き、その管轄下の組織としてCSR推進本部を設置しています。CSR推進本部には、内部組織として、監査部、輸出管理室、

安全環境推進室および管理部を置き、内部統制推進、コンプライアンス、リスク管理、安全、環境保全、社会貢献など、CSRの観点からの企業活動全般にわたるモニタリングの充実ならびにCSR関連諸活動の統一的な推進を図る

とともに、万一の問題発生時には、事実関係の調査や原因究明、善後策や再発防止策の策定・実施、对外公表等、必要な措置を適切かつ迅速に行える体制を整えています。



なお、当社グループでは、CSR活動にくわえて、CPO (Chief Production Officer) の管轄下に品質管理推進室を設置し、製造業としての社会的責任の

原点である製品の品質管理活動を推進しているほか、いわゆる「日本版SOX法」への対応については、プロジェクトチームを中心に必要な体制の整備・構

築を行い当社グループ全体の財務報告にかかる信頼性の維持向上に努めるなど、内部統制全般にわたる体制整備を通して企業価値向上を図っています。

コンプライアンス

コンプライアンス

古河電工グループでは、コンプライアンスを「単に法令の遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企業人に求められる価値観や倫理観に即した行動をとること」と定義し、「古

河電工グループ企業行動憲章」を倫理法令順守の基本理念として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進しています。コンプライアンス活動を推進する機関としては、

CSROを委員長とする中央コンプライアンス委員会を組織し、この下部組織として、各地の事業所・支社に所店コンプライアンス委員会を置いています。

コンプライアンス教育

「古河電工グループ企業行動憲章」に基づき、具体的な行動規範を示した「CSR行動規範」およびこれに解説を加えた「CSR行動規範マニュアル」を策定し、これらを社長のメッセージとともに小冊子「CSR・コンプライアンス・ハン

ドブック」にまとめ、全役職員に配布し、コンプライアンスについての職場内教育を実施しています。また、新任役員や新任管理職、新入社員を対象にしたコンプライアンス教育も実施しています。



CSR・コンプライアンス・ハンドブック

内部通報制度

当社では、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、役職員が、匿名で直接中央コンプライアンス委員会へ通報できる制度（内部通報制度）を導入しています。同制度のもと

では、独自に開発したシステムにより、通報者が匿名のまま通報受付事務局とのメールによるやり取りを可能とするなど、会社の対応についての通報者へのフィードバックなど会社・通報者間の相

互連絡が可能な仕組みとなっています。また、外部機関を利用した社外通報窓口も設置しています。通報された調査結果とその対応については、適宜取締役会へ報告されています。

リスク管理

CSR・リスクマネジメント委員会が毎年リスク調査を実施し、リスクの洗い出しを行なっています。当社グループとして直面しているリスクに順位付けを行い、全社的に重要なリスクについては、CSR・リスクマネジメント委員会で

対応方針を定め、対応状況について進捗をフォローし、リスクの軽減に努めています。

2007年度は、大規模自然災害等を想定したBCP（事業継続計画）の策定を開始し、従業員安否確認システムの導

入を含む初動体制の整備をいたしました。2008年度は、引き続き大規模自然災害を想定したBCPを充実させていくとともに、新型インフルエンザへの対応にも取り組んでいきます。